

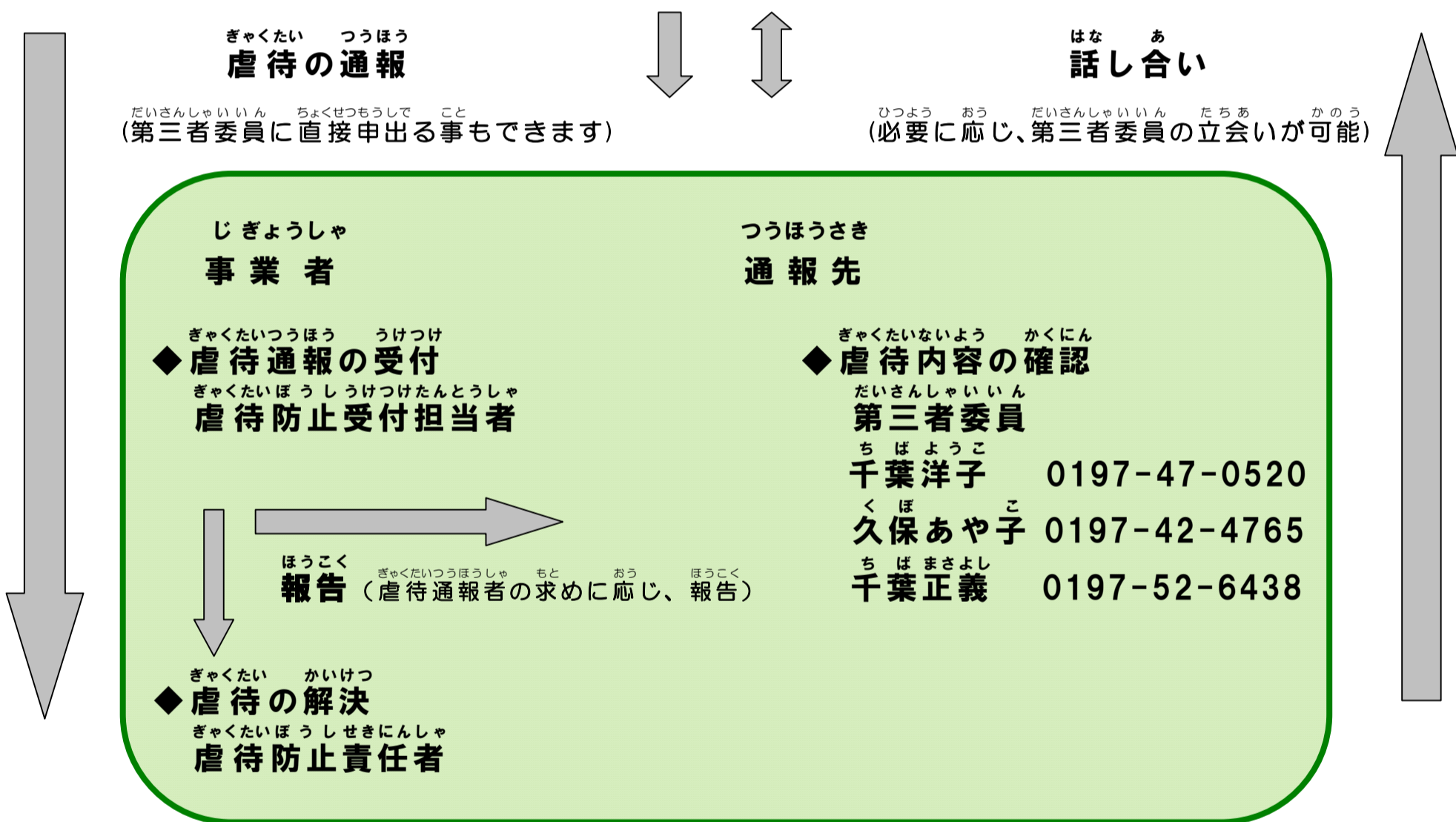
虐待の通報、対応の手順について

しゃかいふくしほうじん あいごかい
社会福祉法人 愛護会

りようしゃ たい ぎゃくたい つうほうおよ はっけん い か たいおういた
利用者に対する虐待の通報及び発見について、以下のながれにより対応致します。

つうほうしゃ 通報者 (福祉サービスの利用者・保護者・代理人・施設職員など)

※ ほうじんしょくいん ぎゃくたい はっけん さい ぎゃくたいほう しょうけつたんとうしゃ つうほう ぎ む お
法人職員は、虐待を発見した際に、虐待防止受付担当者に通報する義務を負います。



虐待の通報 (ぎゃくたい つうほう)

- 事業者での解決困難 (じぎょうしゃ かいけつこんなん)
- 事業者に言いにくい (じぎょうしゃ い)

調査 (ちょうさ) / 助言および解決のあっせん (じょげん かいけつ)

おうしゅうしゃくしょ
奥州市役所
けんこうふくしぶ
健康福祉部 **福祉課** **障がい福祉係**

◇でんわ 0197-24-2111 (内線227・238)

いわてけんふくし うんえいてきせいかいいんかい
岩手県福祉サービス運営適正化委員会
(しゃかいふくしほうじんいわてけんしゃかいふくしきょうぎかい)
(社会福祉法人岩手県社会福祉協議会)

◇でんわ 019 (637) 8871・9718

◇ファックス 019 (637) 9712